

## 新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付要綱

令和6年3月29日  
制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市居住誘導区域定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この奨励金は、新城市立地適正化計画における居住誘導区域への定住を促進することにより居住誘導区域の人口密度の維持を図り、もって持続可能な地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 定住 市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地に生活の本拠があることをいう。
- (2) 新築住宅 専ら居住の用に供するために建設された戸建て住宅又は併用住宅であつて、建設工事の完了の日から1年以内にその使用に供されたものをいう。（建売住宅は、1年以内に限らず未入居のもの）
- (3) 取得 自らの居住の用に供するために、市内において新築住宅を建設し、又は購入し、当該新築住宅について所有権の登記を行うことをいう。
- (4) 居住用面積 玄関、居室、台所、浴室、トイレその他の専ら居住の用に供する部分の床面積をいう。
- (5) 配偶者等 配偶者又は新城市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓を行ったパートナーシップにある者をいう。
- (6) 居住誘導区域 新城市立地適正化計画における居住誘導区域をいう。
- (7) 若者 奨励金の交付申請をする年度の末日において、満30才以下である者をいう。
- (8) 子育て世帯 交付の申請時点において、中学校修了前の子（出産予定の胎児を含む。）をもつ世帯をいう。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの間に、第5条に定める交付対象住宅を取得する者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付対象者又は交付対象者及びその配偶者等の両名が交付の申請をする年度の末日において45才以下であること。
- (2) 交付の申請時点において定住していること。
- (3) 交付対象住宅の所有権の一部又は全部を有していること。
- (4) 奨励金の交付を過去に受けていないこと。

(5) 交付対象者及びその同一世帯に属する者が、交付対象住宅の所在地に係る新城市空き家改修事業補助金、新城市居住誘導区域内空き家解体事業費補助金及び新城市特定空き家等解体事業費補助金の交付を過去に受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

(1) 交付対象者及びその同一の世帯に属する者が本市の市税の滞納者である場合

(2) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員である場合

(3) 交付対象住宅に交付の日から5年以上居住する見込みがない場合

(4) その他市長が適当でないと認めた場合

（交付対象住宅及びその所在地）

第5条 奨励金の交付の対象となる住宅（以下「交付対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 居住誘導区域内において交付対象者が定住することを目的として取得したものであること。

(2) 土地の売買契約締結後、1年以内に建築に係る契約を締結していること。（建売住宅を取得する場合は除く。）

(3) 台所、風呂及び便所を備えていること。

(4) 居住用面積が50㎡以上であること。

(5) 店舗等を併設する家屋にあっては、居住用面積が延べ床面積の2分の1以上であること。

2 交付対象住宅の所在する土地は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付対象者又はその同一の世帯に属する者がその全筆において所有権の一部又は全部を有していること。

(2) 令和6年4月1日から令和10年3月31日までに売買により所有権を得た土地であること。

（奨励金の額）

第6条 奨励金の額は10万円とする。ただし、交付対象者又はその配偶者等が次の各号に該当する場合は当該各号10万円の奨励金を加算し交付する。

(1) 若者の場合

(2) 子育て世帯の場合

2 前項の奨励金の交付は、1世帯かつ交付対象住宅1戸につき、1回に限る。

（交付の申請）

第7条 申請者は、交付対象住宅を取得したときは、その取得から1年以内に新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定住等誓約書
- (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 交付対象住宅の位置図
- (4) 交付対象住宅の所在する土地及び建築に係る契約書類の写し
- (5) 建築基準法第7条第5項に定める検査済証の写し
- (6) 居住用面積及び台所、風呂及び便所が備え付けられていることが明らかになる図面及び計算書
- (7) 交付対象住宅の土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (8) 申請者が中学校修了前の子をもつことを証明する公的書類（子が出産予定の胎児の場合に限る。）
- (9) 申請者及び世帯全員が本市の市税を滞納していないことを明らかにする書類又は調査同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、内容を審査し、奨励金の交付の決定をする場合は、新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、奨励金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに奨励金を交付しない旨を新城市居住誘導区域定住促進奨励金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。  
(交付の請求)

第9条 前条第1項の規定により奨励金の交付決定通知を受けた交付決定者（以下「交付決定者」という。）は、その通知を受けた日から起算して10日以内に新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付請求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、交付決定者に奨励金を交付するものとする。  
(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が奨励金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認められるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、新城市居住誘導区域定住促進奨励金交付決定（一部）取消通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。  
(奨励金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算金及び遅延利息)

第12条 交付決定者は、前条の規定により奨励金の返還を命じられたときは、新城市補助金等交付規則第21条により計算した加算金を市に納付しなければならない。

(期間の計算)

第13条 前条における期間の計算は、民法（明治29年法律第89号）第143条の定めるところによる。

(書類の保存)

第14条 申請者は、当該奨励金に係る書類を交付の日から5年間保存しなければならない。

(調査)

第15条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により申請者に対してその状況を調査し、若しくは報告を求め、又は同法第199条第7項の規定により監査委員に監査を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和11年5月31日に限り、その効力を失う。